

那須塩原市農業委員会

第 3 0 回総会議事録

令和元年 1 2 月 2 5 日(水)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和元年12月25日(水) 午後1時30分～ 午後2時44分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	15	君島 良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	12	渡邊 透
〃	2	島田 晴子	〃	13	人見 二三夫
〃	4	三本木 直人	〃	14	大田原 重夫
〃	5	藤田 利男	〃	16	大根田 昇
〃	6	辻野 京子	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	18	木村 孝子
〃	8	益子 丈弘	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久	〃	20	石崎 清

4. 欠席委員：なし

5. 参集農地利用最適化推進委員：6名

推進委員	手塚 一清	推進委員	深澤 守男
〃	田代 聡	〃	渡邊 博典
〃	薄井 海雄	〃	宇山 敏夫

6. 議事録署名人の指名： 19番 室井 孝美 委員 1番 松本 忠太 委員

7. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 令和2年度市農業等施策及びに予算に関する要望書（案）の承認について

8. 事務局職員

事務局長	久留生 利美	農地係長	新巻 昭美
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農地係主任	田端 政則

9. 傍聴人：なし

《会議内容》

久留生事務局長

皆様こんにちは。お疲れ様でございます。

会議の前に皆様のお手元に、議案の追加と訂正の方が届いているかと思います。

追加がですね、総会規則の一部改定の承認、それと訂正につきましては、議案書２２ページですね。第７号で番号２６４番の賃料の方、年額の方が玄米が２袋入っているかと思いますが、こちらがないという事でございます。

それでは、那須塩原市農業委員会 第３０回 総会の 開会に先立ちまして
会長からご挨拶を頂きます。

君島会長

《挨拶》

久留生事務局長

ありがとうございました。総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第５条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。よろしくお願いします。

《開会のブザー》

議長

ただ今より、那須塩原市農業委員会第３０回総会を開会いたします。ただ今の出席委員２０名全員でございますので、総会は成立していることを報告いたします。

なお、益子委員につきましては、益子委員が報告する議事が終わりましたら、途中退席となりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第１９条第２項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号１９番室井孝美委員と議席番号１番松本忠太委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号１番の調査報告の前に、譲受人である法人が、農地所有適格法人として適格であるか事務局の確認報告を求めます。

事務局

それでは議案書３ページをご覧ください。初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。譲受人は平成２２年４月に設立された株式会社でございます。定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。当該法人は売上高の全てが農業売上であることから、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。続いて社員（構成員）要件の欄でございます。定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有していると認められますので、議決権要件を満たしております。最後に業務執行役員要件の欄でございます。業務執行役員が年間１５０日以上農業の常時従事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。以上のことから番号１番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長

番号１番及び２番について、益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員

議案第１号、番号１番について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は１２月１４日、午前８時頃 申請

地で申請人から行いました。申請地は、赤沼公民館より北へ約600メートルに位置しています。売買する理由としては、譲受人は以前より耕作を受けておりましたが、譲渡人が高齢の為将来のことを考え譲受人に託するのが最善と考え今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、酪農を中心に意欲的に取り組み、トラクター7台、ホイルローダー6台、マニアスプレッター2台、モアを4台所有しております。申請地の耕作予定は、牧草の作付けを予定しています。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議案第1号、番号2番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は12月14日、午前11時40分頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、石田坂公民館より北西へ約1キロメートルに位置しています。売買する理由としては、こちらも譲渡人が以前より耕作を依頼されておりましたが、今後のことを考え、譲受人に託するのが最善と考え今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、水稻を中心に露地野菜などを栽培し、意欲的に取り組んでおり、トラクター4台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機2台を所有しております。申請地の耕作予定は、引き続き水稻と、デントコーンの作付けを予定しています。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

ここで、益子丈弘委員は退席となります。

益子丈弘 委員 《退席》

議長 続きまして、番号3番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美 委員 議案第1号、番号3番について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は12月17日、午前10時頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、東北自動車道黒磯板室インターより西へ1キロメートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は病気のうへ後継者もなく、耕作できずにいたので、隣接農地の譲受人に話をして売買することになり、申請となりました。譲受人の経営状況は、水稻2.27ヘクタールを耕作しており、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。申請地の耕作予定は水稻です。調査の結果、申請地は今

	後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号にも該当しないことも確認いたしました。番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。 番号4番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
人見二三夫 委員	議案第1号、番号4番について調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は12月16日、午前10時頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、板室市営駐車場より東へ約2.5キロメートルに位置しています。賃借する理由としては、近くの農地を借りて、ぶどうの栽培を始めて3年になりますが、隣接する当地を賃借して規模を広めたいとのことです。借手人の経営状況としては、現在82アールのぶどうを栽培しております。申請地の耕作予定は、ぶどうを作付け栽培する予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号4番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。 番号5番について、竹村文祥委員の報告を求めます。
竹村文祥 委員	議案第1号、番号5番について調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は12月13日、午後3時頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より南東へ約400メートルに位置しています。賃借する理由としては、貸手人は86歳と高齢で、足腰も弱くなってきているので、農業が出来なくなってきているとの事で、作ってくれないかという申し出があったため、今回の申請に至りました。貸手人の経営状況は、水稻11.5ヘクタール、麦1.7ヘクタールを作付しております。機械につきましては、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。申請地の耕作予定は、水稻を作付けしたいとのことです。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります
議長	報告が終わりました。 番号5番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》

藤田利男 委員

無いようですので、竹村文祥委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。

番号6番について、藤田利男委員の報告を求めます。

議案第1号、番号6番について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は12月14日、午後1時30分頃に申請地で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立関谷小学校より北西へ1.2キロメートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は高齢で病気がちの為、知人である譲受人に所有権を移転し、その土地に牧草・とうもろこし等を作付けする予定であります。なお、一部建物が建っておりますが、今後取り壊して畑として利用する予定です。譲受人の経営状況は、自作地としては45,000㎡の面積を有しており、そこに牧草・とうもろこしを作付けしており、農機具はトラクター6台、ハーベスター2台等を所有し、酪農経営を行っております。申請地の耕作予定は、牧草及びとうもろこしの作付けをする予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。

番号7番について、木村孝子委員の報告を求めます。

木村孝子 委員

議案第1号、番号7番について調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は12月18日、午前8時30分頃、申請地、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立大貫小学校より南へ800メートルと西へ1.5キロメートルに位置しています。賃借する理由としては、貸手人が高齢となり農作業が困難になってきたので、本宅である借手人が引き受けてくれることになり、賃借権を結びました。借手人の経営状況は、水稻・麦・大豆を作付する専業農家で、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、大豆用コンバイン1台を所有しています。申請地の耕作予定は、今後も稲・麦・大豆を作付けしていく予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木村孝子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7については、許可することに決しました。

木村孝子 委員	番号 8 番及び 9 番について、木村孝子委員の報告を求めます。 議案第 1 号、番号 8 番について調査結果を報告します。農地を交換する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は 12 月 17 日、午後 5 時 30 分頃、申請地、申請人宅で申請人から行いました。申請地は那須塩原市立大貫小学校より北西に 1.5 キロメートルに位置しています。交換する理由としては、数年前より、お互いに自作地に近い同等面積の交換を話し合っていたところ合意に達し、この度の交換になりました。譲受人の経営状況は、トラクター 4 台、コンバイン 2 台、田植え機 1 台を所有する水稻を中心とする専業農家です。申請地の耕作予定は、今後も水稻を作付し耕作していくとのことです。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認いたしました。番号 8 番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	議案第 1 号、番号 9 番について調査結果を報告します。農地を交換する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は 12 月 17 日、午前 9 時 30 分頃、申請地・申請人宅で申請人から行ないました。申請地は、那須塩原市立大貫小学校より北へ 800 メートルに位置しています。交換する理由としては、数年前より、お互いに自作地に近い土地の同等面積の交換を話し合ってきたところ合意に達し、この度の交換になりました。譲受人の経営状況は、トラクター 1 台、田植え機 1 台を所有し、水稻を中心の経営です。申請地の耕作予定は、交換地は宅地に隣接している土地ですので、今後は、野菜や花を植えて畑として利用していく予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認いたしました。番号 9 番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号 8 番及び 9 番について質疑、ご意見はございますか。
大根田昇 委員	《特に意見なし》 無いようですので、木村孝子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 8 番及び 9 番については、許可することに決しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 番及び 2 番について、大根田昇委員の報告を求めます。 議案第 2 号、番号 1 番について調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地に太陽光発電事業をするための申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立南小学校より南西へ約 800 メートルに位置しています。現地調査は 12 月 23 日、午前 10 時 20 分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり 10 ヘクタール未満となる区域内にあるので、第 2 種農地区分となります。第 1 種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に、許可が可能となります。本申請は申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断しました。申請に至った経緯は、土地の有効利用を図りたいとのことです。事業計画は、申請地にソーラーパネル 192 枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容です。年間発電量は、55,000 キロワットアワーを見込んでいます。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。フェンス等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現

	地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用しても問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 議案第2号、番号2番について調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地を貸駐車場にするための申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立関谷小学校より南東へ約600メートルに位置しています。現地調査は12月23日、正午頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にありますので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、区画整理事業で、都市計画区域の国道400号沿いにあり、周囲の活性化が見込まれることから申請に至りました。事業計画は、申請地に16台分の貸駐車場を整備する内容です。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大根田昇委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。 次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大根田昇委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号1番について、加藤拓央委員の報告を求めます。
加藤拓央 委員	議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。申請人は、昭和46年5月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により、農地転用をするための事業計画変更申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立東小学校より南へ約300メートルに位置しています。現地調査は12月23日、午前10時50分頃に行いました。変更の理由は、当初計画人は、申請地に一般住宅を建築する計画でしたが、資金調達が困難になり、事業を遂行することが出来ずにいたところ、承継人より、一般住宅を建築したい旨の申し出があったため、申請に至りました。現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。地元調査員・調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声 多数》

加藤拓央 委員

異議なし多数と認め、番号１番については、変更することに決しました。

次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号１番及び２番について、加藤拓央委員の報告を求めます。

議案第４号、番号１番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に、一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立東小学校より南へ約２００メートルに位置しています。現地調査は１２月２３日、午前１０時５０分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。既存集落に接続する住宅等の建築は、第１種農地区分の不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、現在借家で生活していますが、将来を考え、周辺環境が良く閑静なこの土地で新たに住宅を建築し、生活したいということです。事業計画は、申請地へ一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、周辺に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第４号、番号２番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に葬斎場を建築する申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市西那須野支所より南へ約９００メートルに位置しています。現地調査は１２月２３日、午前１０時５分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第１種住居地域内にあるので、第３種農地区分となり許可の対象となります。申請に至った経緯は、譲受人は葬祭業を営んでおり、申請地域に当社事業所がないので、事業区域の拡張に増収を見込み申請に至りました。この申請につきましては、以前に隣接地で申請しましたが、持ち主が雑種地と思っていた所も、農地だったということで今回の申請になった訳でございます。事業計画は、申請地に葬斎場を建築し、１１７台分の駐車場を整備する内容です。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。フェンス等を設置して、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号１番について質疑、ご意見はございますか。

石崎清 委員

先ほどの議案第３号番号１番の変更が３３１㎡で、今度の申請が３３０㎡で、間違っていると思うのですが。

事務局

３３１㎡から３３０㎡で、１㎡違っておりますが、転用許可後に１㎡が道路の敷地ということで道路になったため、変更後の転用許可の方には、３３０㎡という事で１㎡少ない申請となっております。

石崎清 委員

はい、わかりました。

議長

他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤拓央委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤拓央委員の報告は、許可相当ですがご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

番号3番及び4番について、三本木直人委員の報告を求めます

三本木直人 委員

議案第4号、番号3番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地に既存敷地を拡張するための申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立日新中学校より東へ約800メートルに位置しています。現地調査は12月20日、午前9時25分頃に行いました。申請地は10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、敷地の拡張と店舗の老朽化を解消するため、土地の所有者の了承を得られたため今回の申請に至りました。事業計画は、申請地と既存敷地を合わせてコンビニエンスストアの建替えをする内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第4号、番号4番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地に駐車場を整備するための申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR那須塩原駅より南へ約700メートルに位置しています。現地調査は12月20日、午前9時45分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。申請に至った経緯は、当社は年々従業員数が増え、それに伴い社用車の台数も増え、駐車場が足りない状態になり、新たな駐車場が必要になったため、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に26台分の駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。L型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

次に、番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

大根田昇 委員

異議なし多数と認め、番号４番については、許可することに決しました。

番号５番について、大根田昇委員の報告を求めます。

議案第４号、番号５番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地に現場事務所を設置するための一時転用申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、東北自動車道西那須野塩原インターチェンジより南東へ約８００メートルに位置しています。現地調査は１２月２３日、午前１１時４０分頃に行いました。周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、令和２年３月３１日まで、現場事務所・作業員休憩所及び関係車両駐車スペース用敷地として一時利用するにあたっての申請です。事業計画は、申請地に現場事務所１棟、作業員休憩所１棟を設置する内容となっています。給水の計画はなく、汚水は汲み取り式仮設トイレを設置し処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。仮囲い等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号５番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大根田昇委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番については、許可することに決しました。

次に、議案第５号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。

番号１番について、伊藤順久委員の報告を求めます。

伊藤順久 委員

議案第５号、番号１番について調査結果を報告します。農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。変更の目的は、農用地区域への編入です。申請人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約３００メートルに位置しています。現地調査は１２月２０日、午前１０時４０分頃に行いました。申請人は農用地を保全するため、農用地に編入したいとのことです。申請人の経営状況は、経産牛１８０頭、育成牛１４０頭による酪農を営んでおります。トラクター６台、作業機多数を所有し、牧草２５ヘクタールを耕作しております。申請地の利用予定は、牧草を作付する予定です。調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。本申請については、変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号１番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、伊藤順久委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第６号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

伊藤順久 委員

す。

番号１番について、伊藤順久委員の報告を求めます。

議案第６号、番号１番について調査班を代表して報告します。農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。申出地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約１．８キロメートルに位置しています。現地調査は１２月２０日、午前１０時２０分頃に行いました。変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、子供の誕生で現住居が手狭になり、母親に住宅建築について相談したところ、母親所有の農地に建てて良いと承諾を得て今回の申請に至りました。周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存集落に接続して住宅等を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えられます。地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号１番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、伊藤順久委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声 多数》

異議なし多数と認め、番号１番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号２番及び３番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第６号、番号２番について調査班を代表して報告します。農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。申出地は、栃木県立那須清峰高等学校より北へ約４００メートルに位置しています。現地調査は１２月２３日、午前９時３０分頃に行いました。変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、当該地は道路も整備されており、商業施設や小・中・高の学校も近接しており、またＪＲ西那須野駅も比較的近い状況にあることから住環境が良好であり、住宅地としての人気も高い地域であるため、分譲地整備を計画をし、土地の見込みが立ったことから今回の申請に至ったものです。周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は、既存集落に接続して住宅等を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議案第６号、番号３番について調査班を代表して報告します。農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。申出地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約１５０メートルに位置しています。現地調査は１２月２３日、午前９時５０分頃に行いました。変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、申請者は県北地域を中心に不動産業を営んでおりますが、那須塩原市内で人気の高い下永田地区で建売住宅を計画していたところ、土地の見込みがついたため今回の申請に至ったものです。周辺農地の広がり１０ヘクタ

	ール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合または申出地以外では目的が達成できないと認められる場合に、許可が可能となります。本申出は、既存集落に接続して住宅を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号2番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号3番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については、変更相当として市長へ回答いたします。
島田晴子 委員	番号4番及び5番について、島田晴子委員の報告を求めます。 議案第6号番号4番について調査班を代表して報告します。農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。申出地は、那須塩原市二区町公民館より南へ約30メートルに位置しています。現地調査は12月23日、午前10時35分頃に行いました。変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由としまして、申請人は、申出地隣接の事業所にて金属製品の加工業を営んでおりますが、現在は会社設立当初より顧客数や従業員数も増え、新規の機械導入を計画しており、現在の面積では手狭なことから、新規事業所を建築し運営したいということです。周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存集落に接続して住宅等を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。 議案第6号、番号5番について調査班を代表して報告します。農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。申出地は、那須塩原市立西小学校より南西へ約1.5キロメートルに位置しています。現地調査は12月23日、午前11時10分頃に行いました。変更の目的は、農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由としまして、平成16年に住宅を焼失し、再建築時に擁壁及びフェンスを施工しましたが、誤って隣接の農地にはみ出して施工してしまったため、農地所有者と相談し、譲り受けたいと思い今回の申請に至りました。周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。調査の結果、除外後の転用は許可が可能

	であると考えます。地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号4番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、島田晴子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なしの多数と認め、番号4番については、変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号5番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、島田晴子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については、変更相当として市長へ回答いたします。 番号6番について、島田晴子委員の報告を求めます。
島田晴子 委員	議案第6号、番号6番について調査班を代表して報告します。農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。申出地は、東北自動車道西那須野塩原インターチェンジより南西へ約1キロメートルに位置しています。現地調査は12月23日、午前11時25分頃に行いました。変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由としまして、申出人は、現在、不動産業や農機具の販売及び点検、修理の業務で大田原を中心に営業していますが、近年西那須野地区にも範囲が広がり利便性を考えて、西那須野地区に土地を取得して、貸倉庫を建築し農機具の買い取りや中古農機の販売の業務を行っていきたいと考え、申請に至りました。周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号6番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、島田晴子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なしの声多数と認め、番号6番については、変更相当として市長へ回答いたします。 番号7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号番号7番についてご説明いたします。農業振興地域整備計画に不適切な農用地編入があったといたしまして、その是正を目的とした計画変更にあたり、市長より農業委員会の意見を求められたものです。本件は農振法施行時に農用地とされましたが、現在の土地所有者より農地利用の実態はなく農地とした経緯は無いとの申出があったことから調査が行われ農用地から除外することが適当であると判断したとのことでございます。不適切とされた編入手続きについてご説明いたします。農振法は農地以外の地目の土地、または農地として利用されてい

ない土地であっても今後農地として利用するとの申出があれば農用地への編入が可能でございます。法施行時は申出があれば状況を問わず非農地も農用地としていたとのことですが、その後この運用を改め農地利用の実態がない土地は極力農用地としないこととし、編入後も非農地状態が継続している農用地は計画見直しの際に除外をいたしております。農振法施行時の文書は台帳以外が廃棄されているため、編入の詳しい経緯は確認できませんでしたが、現況及び添付資料から先にご説明いたしましたおりの経緯で非農地が編入されたと推測でき、さらに計画見直し時の除外からも漏れていたことが確認できたとのことでございます。県との事前協議を行わず除外広告を行うとのことでございます。農地としての利用に適さない土地であると認められ、除外後は非農地証明願いによる対応が可能であると判断いたしました。したがって、番号7番は変更相当とする意見として問題はないと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。まず、初めに、先日の運営委員会から2点質問が出ました。その回答を報告します。1点目、11ページの207番、借賃が突出して高い理由ですが、場所はアグリパルに隣接した農地で、田んぼアートなどで観光農園的な位置づけとして行っております。そのため農地を返却した場合に、主食米を植えても古代米などが生える可能性があり、その手間などの補償的な分として上乘せして契約したとのことでした。2点目、22ページ、264番の借賃が端数なのはなぜかということですが、農協の60kg、1等級米の概算金を目安にして、それに面積をかけて出したとのことでした。玄米については、訂正一覧表のとおり変更とのことですので、年額のみとなります。質問に対する回答は以上でございます。続いて説明に入ります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て、市長が定めるとなっていることから協議があったものです。議案書11ページから27ページが「利用権設定関係」の案件で73件、合計面積は661,652.58平方メートルとなります。この内27ページの1件、6,946平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて28ページから29ページが「所有権移転関係」の案件で5件、面積は73,550平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題はないと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なし声、多数》

	異議なし多数と認め、議案第7号は事務局提案のとおり、決定することに決しました。 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第8号についてご説明いたします。議案書は30ページとなります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます農用地利用配分計画の案に対し同条第3項の規定により、農業委員会の意見を求められたものです。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、対象の1件6,946平方メートルにつきましては同法第18条第4項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案は妥当とする意見として問題はないと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第8号の計画案は妥当として、市長へ回答いたします。 次に、議案第9号「那須塩原市農業委員会総会規則の一部改正について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	資料につきましては、本日追加で配布させていただきました議案第9号になります。議案第9号についてご説明させていただきます。那須塩原市農業委員会総会規則の一部改正についてです。総会に関する事項は、農業委員会等に関する法律第34条において、総会で定めると規定されていることから、ご審議をお願いするものです。資料としましては、32ページが改正を予定している原文になります。その裏の33ページが新旧対象表となります。今回の改正を行うきっかけですが平成27年に上位法であります農業委員会に関する法律が一部改正されております。この総会規則中の引用元である条項の繰り下げが行われていたため、法律との整合性を図るために一部改正を行うものです。また、併せて他の文言等の整理を行います。改正の内容ですが、33ページの新旧対象表をご覧ください。右側が現行という事で現在の決まり、左側が改正案という事でこのように直したいということになります。アンダーラインを引いてある部分が改正箇所となります。第2条第3項、総会の招集の手続きを定めている規定です。今回の改正のきっかけとなりました、農業委員会等に関する法律と整合性を図るため、引用条項を改正するものです。第10条、本規則中「提出者」という言葉が第10条と第15条に定められています。これらは、いずれも異なる者をさしており、本条では「提案者」が適切であるため改正するものです。第17条、第18条、それぞれ総会の表決を定める規定で、第17条は「挙手」による基本的な表決方法、第18条は現在の総会において採用している「会長より皆さんに事件の異議の有無を諮る」簡易な表決方法を定めております。現在の規則では、第17条と第18条に（表決の方法）という共通の見出しが付いておりますが、それぞれの表決の方法が明瞭になるよう、第17条に（表決の方法）、第18条に（簡易表決）という見出しを付けて表決の方法を明瞭化するものです。なお、この一部改正については、本日の総会の中で皆様の方で改正する方向で進めるという事をご決定いただいた後に、規則なものですから、

議長

市の例規審査等の会議に、今後提出していく予定になっております。その審査の過程で、今日添付させていただいた資料の中で、細かい文言の修正とか入る場合がありますので、その点につきましてはご了承いただいてご審議をよろしくお願いします。

説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見は ございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号の改正は事務局提案のとおり、決定することに決しました。

以上で全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただきましてありがとうございました。

これをもって、那須塩原市農業委員会第30回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

19番

1番
